

## お知らせ

[TOP](#) > [お知らせ](#) > 株式会社防長トラベル発行の「旅行券」廃止および払戻しについて

## 株式会社防長トラベル発行の「旅行券」廃止および払戻しについて

2025年07月03日

いつも、防長観光バスをご利用いただきありがとうございます。

防長トラベルの前払式支払手段である「旅行券」は、2025年6月30日をもちまして廃止いたします。  
長い間のご愛顧に心から感謝申し上げます。

つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づきまして、以下の通り払戻し手続きを実施いたします。  
未利用旅行券をお持ちのお客様は、お申し出の期間内に払戻しの手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

## (1) 払出しを行う前払式支払手段発行者の商号

防長観光バス株式会社

## (2) 対象となる前払式支払手段

- ・株式会社防長トラベルが発行した旅行券
- ・表面に「¥1,000」または「¥5,000」または「¥10,000」または「¥50,000」の記載があります。
- ・裏面に発行日の記載があります。

(1,000円)



(5,000円)



(10,000円)



(50,000円)



## (3) 払戻しについて

## ・ 払戻しお申出期間

2025年7月3日（木）～2025年9月30日（火）

## ・ 払戻しお申出方法

①以下、「払戻申込書類一式」をご自身でダウンロードいただき印刷してください。

>>[払戻申込書類一式をダウンロードする【PDF】](#)

②ダウンロードいただき、「氏名（漢字・かな）」「住所」「電話番号」「未使用の旅行券」

「振込先口座情報（金融機関名/支店名/口座種別/口座番号/口座名義（漢字・かな））」をご記入ください。

③お持ちの旅行券を同封し、「防長観光バス株式会社 旅行事業部」までお客様ご自身で封筒、切手をご用意のうえご郵送ください。

【送付先住所】〒745-0035 山口県周南市有楽町23番地 防長観光バス株式会社 旅行事業部 立石 宛

④当社で旅行券を確認後、払戻し書類に記載いただいた金融機関の口座に振込にて返金いたします。

郵送時の送料、振込手数料は当社で負担いたします。払戻しには一定の時間を要しますので、予めご了承ください。

## ・ 払戻しに関する注意事項

・ 損傷や汚損、改変等がある件は払戻しができない場合がありますのでご注意ください。

・ 払戻し対象の券は防長観光バス株式会社にて回収します。いかなる場合も返却いたしかねますので予めご了承ください。

## (4) お問い合わせ先

防長観光バス株式会社 旅行事業部 立石

TEL 0834-31-5545